

米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書



去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで、米軍キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光で訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全・安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の人権を蹂躪し、平穏な観光旅行を脅かすもので、町民並びに県民、観光客と関連業界に大きな不安と打撃を与えている。本町議会は、米軍による事件事故が発生するたびに抗議を行ってきているが、綱紀粛正などの取組みの実効性はまったく見えていない。米軍は今回の事件により県民及び観光客が一層脅威にさらされている現実をうけとめ、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。よって、本町議会は、町民、県民、観光客の人権、生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと
- 2 米軍人の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、町民、県民、観光客と観光関連業者が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること
- 3 「日米地位協定」の抜本的な見直しを図ること
- 4 在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること

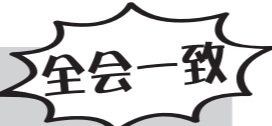
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月25日

沖縄県西原町議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議



去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで、米軍キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光で訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全・安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の人権を蹂躪し、平穏な観光旅行を脅かすもので、町民並びに県民、観光客と関連業界に大きな不安と打撃を与えている。本町議会は、米軍による事件事故が発生するたびに抗議を行ってきているが、綱紀粛正などの取組みの実効性はまったく見えていない。米軍は今回の事件により県民及び観光客が一層脅威にさらされている現実をうけとめ、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。よって、本町議会は、町民、県民、観光客の人権、生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと
- 2 米軍人の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、町民、県民、観光客と観光関連業者が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること
- 3 「日米地位協定」の抜本的な見直しを図ること
- 4 在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること

以上決議する。

平成28年3月25日

沖縄県西原町議会

宛先 米国大統領、米国防長官、米国務長官、駐日米国外務大使、在日米軍司令官、
在日米海軍司令官、在沖米海軍艦隊活動司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官

日米地位協定の見直しを求める意見書



わが国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、わが国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制やわが国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決を図るため日米地位協定を抜本的に見直すよう強く求める。

平成28年3月25日

沖縄県西原町議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書



沖縄県においては、昭和47年の復帰以降4次にわたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は県民の暮らし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。

また、平成15年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。

このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。

については、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。

記

- 1 那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道(小禄道路)、沖縄西海岸道路、名護東道路(数久田~許田間)、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備
- 2 都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため、国道329号西原バイパスを始めとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備
- 3 中北部地域までの定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため沖縄都市モノレールについて、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進
- 4 離島における生活圏域の広域化、一体化を促し、定住化の促進を図るため離島架橋等の整備促進
- 5 沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

沖縄県西原町議会

宛先 内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄総合事務局長